

広島県告示第四百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十年四月二十八日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	指定年月日
橋本クリニック	呉市宝町五番一〇号 ゆめタウン呉二階	平成二〇年二月一七日
きくち眼科	呉市宝町五番一〇号 ゆめタウン呉二階	平成二〇年二月三日
ふじクリニック	尾道市東尾道一九番七号 フジグラン尾道一階	平成二〇年一月一日
伊藤歯科医院	三次市三良坂町三良坂七四六番一号	平成二〇年三月一日
あすなる薬局	尾道市御調町市一〇六	平成二〇年二月二十五日